

教 育 委 員 会 定 例 会

1 開 会

2 報 告

報告第 3 号 教育委員会 2 月定例会の会議録について

3 議 案

議案第 7 号 日立市教育委員会の権限に属する事務の一部
を市長の補助機関である職員に委任する規則
の一部を改正する規則の制定について

議案第 8 号 日立市立図書館設置及び管理に関する条例施
行規則の一部を改正する規則の制定について

議案第 9 号 日立市視聴覚センター設置及び管理に関する
条例施行規則の一部を改正する規則の制定に
ついて

議案第 10 号 令和 7 年度「日立の学校教育」の策定につい
て

議案第 11 号 令和 7 年度全国学力・学習状況調査の結果公
表に係る方針について

議案第 12 号 日立市地域学校協働活動推進委員の委嘱につ
いて

4 その他

(1) 令和 7 年第 1 回市議会定例会について

(2) 4 月のスポーツイベントについて

5 次回の教育委員会の日程について

令和 7 年 4 月 24 日（木） 午後 1 時 30 分から

日立市役所 304・305 号会議室

6 閉 会

教育委員会 2 月定例会の会議録について

教育委員会 2 月定例会の会議録について、別紙のとおり報告するものとする。

令和 7 年 3 月 2 7 日提出

日 立 市 教 育 委 員 会

教 育 長 折 笠 修 平

教育委員会会議録（２月定例会）

日 時

令和 7 年 2 月 2 6 日（水）
午後 2 時 3 0 分から午後 3 時 1 0 分まで

場 所

日立市役所 3 0 4 ・ 3 0 5 号会議室

出席委員

教育長	折笠 修平
教育長職務代理者	上村 由美
委 員	朝日 華子
委 員	小野 智久
委 員	額賀 隆

委員以外の出席者

教育部長	宮内 雅弘
理事	窪田 康德
総務課長	作山 直弘
総務課課長	高橋美奈子
学校施設課長	高瀬 稔
学務課長	北見 裕
学務課課長	富岡 道雄
学校再編課長	酒地 康彦
学校再編課課長	鈴木 康世
生涯学習課長	齋藤 広美
スポーツ振興課長	玉置 伸一
スポーツ振興課課長	市原 慎也
指導課長	青木 房子
指導課課長	佐川 正城
記念図書館長	鈴木 弘嗣
郷土博物館長	島崎 信彦
北部学校給食共同調理場長	根田 容子
教育研究所長	諸橋 正和
総務課課長補佐（兼）庶務係長	塙 智光
総務課課長補佐（兼）計画財務係長	西野 晃平
総務課係長	澤田 貴子
総務課主事	上遠野 宰

議 事

報 告

報告第 2 号 教育委員会 1 月定例会の会議録について

議 案

議案第 1 号 令和 7 年度教育委員会予算の提案について

議案第 2 号 令和 6 年度教育委員会 3 月補正予算の提案について

議案第 3 号 日立市立学校設置条例の一部を改正することについて

その他

(1) 令和 7 年第 1 回市議会臨時会について

(2) 令和 7 年度小規模特認校への就学予定について

会 議 の 概 要

1 開 会

教 育 長 ただ今から、教育委員会 2 月定例会を開会します。

本日は、傍聴希望者が 1 名おります。
傍聴を認めてよろしいでしょうか。

全 委 員 結構です。

2 報 告

報 告 第 2 号 教育委員会 1 月定例会の会議録について

教 育 長 まず、報告第 2 号について、御意見等はございませんか。

全 委 員 特にありません。

教 育 長 それでは、本件については、承認されました。

3 議 案

議 案 第 1 号 令和 7 年度教育委員会予算の提案について

教 育 長 続いて、議事に移ります。
議案第 1 号について、総務課長から説明をお願いします。

総 務 課 長 令和 7 年度の教育委員会予算について、提案するものです。
歳出予算の合計額は、8 9 億 1, 0 6 5 万 6 千円です。
令和 6 年度予算、歳出予算の合計額は、8 5 億 1, 1 1 8 万 2 千円ですので、前年度との比較では、3 億 9, 9 4 7 万 4 千円の増額となります。
新年度予算の主な増減要因について御説明します。
主な増要因ですが、運動公園野球場再整備事業、2 億 3, 8 9 2 万 7 千円の増、情報教育環境整備事業、1 億 8, 7 8 3 万 3 千円の増、日立特別支援学校校舎等改築事業、1 億 2, 3 0 5 万 7 千円の増、日立風流物収蔵施設整備事業、4, 2 8 2 万 5 千円の増などです。
主な減要因は、教科書改訂事業、7, 1 9 3 万 2 千円の減、中学校運営経費、4, 4 3 3 万 1 千円の減、スポーツ広場等施設整備事業、3, 5 0 1 万 8 千円の皆減、小学校運営経費、3, 0 8 6 万 1 千円の減などです。
次に、令和 7 年度の主要事業の概要について御説明します。
始めに「学校教育」です。

N o . 1、奨学金制度拡充事業、2, 6 0 3 万 8 千円です。

奨学金を利用して大学等を卒業した方が市内に居住する場合の返還金を助成することにより、若者の定住促進に向けた取組を進めるものです。

N o . 2、情報教育環境整備事業、6 億 5, 2 9 8 万 2 千円です。

令和 2 年度に導入した機器の賃貸借期間満了に伴う更新と設定委託などを含むもので、I C Tを活用した教育の更なる充実を図るものです。

N o . 3、日立特別支援学校校舎等改築事業、2 億 1, 4 6 8 万 7 千円です。

校舎の老朽化等が進んでいる日立特別支援学校の施設整備に向けた、基本設計・実施設計の業務委託にかかる経費です。

N o . 4、施設整備事業、8, 2 2 3 万 5 千円です。

会瀬小学校法面改修工事や校舎等定期点検委託を始め、学校の仮設校舎及び渡り廊下の賃借料などの環境整備を行うものです。

N o . 6、小・中・義務教育学校、特別支援学校の学校給食費無償化事業及びN o . 7、学校給食食物アレルギー対応事業を、引き続き実施し、保護者の負担軽減を図るものです。

N o . 9、新入学児童用ランドセル購入事業及び新入学生徒用スクールカバン購入事業、2, 9 3 0 万 6 千円です。

新入学児童及び生徒に対し、入学祝としてランドセル及びスクールカバンを贈呈するものです。

N o . 1 1、学校再編推進事業、1, 6 7 3 万 9 千円です。

「日立市立学校再編計画」第 1 期に位置付けた再編対象校への説明会や統合準備委員会の開催を始め、令和 7 年 4 月予定の平沢中学校・駒王中学校の統合、坂本中学校・久慈中学校の統合、令和 8 年 4 月予定の山部小学校・櫛形小学校の統合に向けて、準備等を進めます。また、昨年 4 月に開校した坂本東小学校において、旧東小沢小学区から路線バスで通学する児童を支援するため、引き続き通学費補助及び通学利用路線バス確保対策補助を行います。

N o . 1 3、児童クラブ運営経費、4 億 7, 1 2 3 万 9 千円、N o . 1 7、放課後子ども教室推進事業、5, 2 4 9 万 4 千円です。

公設児童クラブのクラス数の拡充や、民間児童クラブに対する補助、放課後子ども教室の実施など、全ての児童が安全・安心に過ごせる放課後の居場所づくりを推進するとともに、民間児童クラブの支援員等処遇改善のために、新たな補助金を交付します。

N o . 2 4、部活動地域移行検討事業、5 7 0 万 6 千円です。

令和 7 年度末までに、休日の部活動を地域に移行する、国・県の方針に基づき、設置した「部活動の段階的な地域移行に向けた検討委員会」を引き続き、開催するとともに、N o . 2 5、関連歳入の県の地域スポーツクラブ活動体制整備事業委託金を活用して、総合型地域スポーツクラブなどに地域移行の取組の実践を委託するも

のです。

N o . 2 8、学校教育推進事業、1, 4 6 1 万 7 千円です。

児童生徒の学校における満足感を把握し、きめ細やかな支援につなげるため、学校満足度調査「WEBQU」を小・中・義務教育学校の全学年で実施するものです。

N o . 3 3、教科書改訂事業、2, 3 4 5 万 8 千円です。

中学校の教科書改訂に伴い、教員用の教科書及び指導書を購入するもので、使用期間は令和7年度から令和10年度までの4年間で

続いて、生涯学習に関する事業です。

N o . 4 2、ひたち大好き博士事業、2 3 5 万 6 千円です。

「ひたち大好きパスポート」を全児童生徒に配布し、公共施設の利用促進や地域のイベント・体験活動への参加等の促進を図るものです。

N o . 4 5、ラジオ体操普及事業、2 4 1 万 9 千円です。

引き続き、令和7年度も日立市長杯ラジオ体操コンクールを開催するなど、ラジオ体操の更なる普及促進に向けて取り組むものです。

N o . 4 9、電子書籍貸出サービス事業、4 0 2 万 6 千円です。

読書活動の充実のため、来館せずにインターネットで貸出しや返却ができる電子書籍貸出サービスの更なる利用促進を図ってまいります。

全児童生徒にID・パスワードを配布し、電子書籍の活用を促進し、子どもたちの読書活動の推進を図ります。

N o . 5 4、日立風流物収蔵施設整備事業、1 億 4, 4 3 8 万円です。

ユネスコの無形文化遺産に登録されている日立風流物の収蔵施設を整備するものです。複数年にわたる事業ですので、継続費を設定しております。

続いて、スポーツに関する事業です。

N o . 5 7、社会体育促進事業、2, 9 3 9 万 9 千円です。

プレゴールデンエイジ育成モデル事業のほか、総合型地域スポーツクラブや日立さくらロードレースへの支援・補助などを行います。また、令和7年度新規事業として、中学校部活動の地域移行に伴い、その担い手となるスポーツ少年団等の育成や支援を目的として、日立市スポーツ協会に補助するものです。

N o . 5 9、ひたちシーサイドマラソン補助事業、7 千万円です。

秋冬最大のスポーツイベントとして、昨年度に引き続き、フルマラソン大会を11月に開催し、生涯スポーツの環境づくりのほか、交流人口の拡大と新たな観光資源の発掘を図ります。

N o . 6 4、運動公園野球場再整備事業、1 9 億 7, 3 8 4 万 7 千円です。

複数年に渡る事業ですので、令和５年度から令和８年度までの継続費を設定しております。

参考資料です。

市全体の令和７年度一般会計歳出予算案です。

予算総額７６１億３，０００万円のうち、教育費の占める割合は、１１．９％となっております。

なお、このページの教育費予算額につきましては、保健福祉部や生活環境部の事業など教育委員会所管外分も含まれていることを申し添えます。

委員 教育費の占める割合が１１．９％であり、昨年度より歳出予算が増えています。

これは、日立市の教育を大切に思う予算だと思います。

学校教育、生涯学習、スポーツに関わる取組に関してですが、新規事業、学習への予算が適切に措置されていると感じました。

特に、児童生徒用タブレットＰＣ等の運用及び更新に伴う情報教育環境整備事業については、スピード感を持って取り組んでほしいと思っています。

また、学校給食費無償化事業については、本当に素晴らしく、ありがたい取組だと思っています。

さらに、中学生地域スポーツ活動支援事業補助については、中学校部活動の地域移行に伴って、担い手となるスポーツ少年団等の育成や支援であり、とても重要な補助だと考えています。

質問が３つほどあります。

１つ目、令和７年度教育委員会の予算の概要の中の主な減要因、小学校、中学校費の減額等について教えていただければと思います。

２つ目、４２番のひたち大好き博士事業、５０番の子ども読書活動推進事業、それぞれの減額されている理由を教えてください。

３つ目、２１番の生活指導員配置事業において、現在７３名が配置されていますが、学校からの要望に応えられる配置人数になっているのか伺いたいです。

学校施設課長 小・中学校の運営経費減額の理由でございますが、学校事務員及び学校図書事務員の業務内容の見直しに伴いまして、小・中学校に配置されているに人員数を削減したことから、事務にかかる人件費の予算が減額となっております。

また、消耗品費、光熱水費、修繕費などの物件費の減額が主な理由として挙げられます。

生涯学習課長 ひたち大好き博士事業では、紙のひたち大好きパスポートの配布

をしているところですが、令和4年度からひたち大好きパスポートアプリを導入いたしました。

しかしながら、利用率は、初年度の令和4年度でも、利用者数が351人、全児童数の約3%、令和5年度では、182人、全児童数の1.7%、今年度は、1月末現在で57人、0.5%の利用となっております。

また、利用者の9割が1回のみ利用であることなどを鑑みまして、令和7年度からは廃止をすることが、減額の理由となっております。

ただ、デジタル化に逆行するものではなく、今年度印刷分のひたち大好きパスポートには、さくらまつりなどのWEBサイトを表示できるQRコードや、「ラジオ体操の父 遠山喜一郎」の動画が見られるQRコードなどを設けまして、随時検索できるようにする予定でございます。

今後、様々な諸状況を勘案しながら、より多くの児童生徒が利用しやすいデジタルツールについての検討をしていきたいと考えております。

記念図書館長 子ども読書活動推進事業の減額理由についてですが、子ども読書活動推進アドバイザーの人件費にかかるもので、勤務日の日数が少なくなったことによる減額になっております。

その他には、消耗品費、備品購入費、賃借料などの物件費の減額が理由となっております。

指導課長 来年度の生活指導員の配置希望人数の合計は221名でした。全ての児童生徒についてのヒアリングを行い、判定会議を開きまして、適切な73名の配置を決定しているところでございます。

要望に応えられているかということにつきましては、希望人数の配置をできれば良いと考えておりますが、生活指導員のなり手も多くない現状、また市の予算の現状の中で、子どもたちのために今年度と同様の73人を維持できたことは成果の1つでもあると捉えているところでございます。

委員 学校施設課では、消耗品費が減額されたということですが、消耗品とは具体的に何を購入されていますか。

学校施設課長 学校で使用するコピー用紙やペンなど、事務用品を購入しています。

委員 学校訪問の際に、中学生の机が小さく、体に合っていないようでした。そういったものを購入する際は、市の補助金で購入することはできますか。

学校施設課長 机等の購入につきましては、学校からの要望を受け、市の予算にて購入し、現物を学校に配置することとなっております。

予算の範囲内にはなってしまいますが、できるだけ学校の要望に応えたいと考えております

委 員 学校経理図書事務員の現状を教えてください。

学 務 課 長 学校経理図書事務員の現状ですが、1月21日から1月31日の間でホームページにて公募をし、2月5日から2月7日の3日間で、面接を実施したところです。

現在、選考中となっております。

委 員 予算の要望ですが、当初予算の目的を忘れないようにしてほしいのと、縦割りではなく、横のつながりを持って、貴重な財源を協同して使っていただきたいと思います。

教 育 長 それでは、議案第1号について、可決することよろしいでしょうか。

全 委 員 異議なし。

教 育 長 議案第1号については、原案可決と決しました。

議 案 第 2 号 令和6年度教育委員会3月補正予算の提案について

教 育 長 次に、議案第2号について、総務課長から説明をお願いします。

総 務 課 長 3月補正予算額です。

1番、歳入歳出予算です。

補正額1億4,368万7千円を減額し、補正後の額を20億9,517万円とするものです。

歳出につきましては、補正額8,641万1千円を減額し、補正後の額を84億7,856万2千円とするものです。

3月補正予算の内訳です。

No.1、児童福祉総務費、児童クラブ運営経費、905万7千円の減額は、人事院勧告等の人件費整理に伴う増額と、民間児童クラブ運営費補助の不用額を減額するものです。

続きまして、教育費です。

減額補正する事業の多くが、契約差金の整理などによるものとなり、増額補正する事業の多くが、人事院勧告等に伴う人件費の整理などによるものとなります。

Ｎｏ．８、教育指導費、学習支援対策事業費、１１３万４千円の減額は、副読本の「わくわくサイエンス」の廃止に伴う印刷製本費の減額です。

Ｎｏ．９、豊かな心と健やかな体の育成事業費、１５５万６千円の減額は、水泳学習が中止となったことに伴うバス借り上げ料の減額です。

Ｎｏ．１１、学校教育推進事業費、１７万６千円の減額は、児童生徒数の減少に伴う学校満足度調査「ＷＥＢＱＵ」の使用料の減額です。

Ｎｏ．２２及びＮｏ．２４の中学校管理費、坂本中学校・久慈中学校統合事業費、９５万８千円、１３８万６千円のそれぞれ減額は、統合準備委員会による協議の結果、新しい校歌や校章について、開校後の学校の様子などを踏まえた上で、制作することとなったため、減額するものです。

Ｎｏ．２５、中学校教育振興費、就学援助事業費、２５９万３千円の増額は、支給単価の増額によるものです。

Ｎｏ．２８、社会教育総務費、地域学校協働活動推進事業費、７１万９千円の減額は、地域学校協働活動推進員の活動実績に基づき減額するものです。

Ｎｏ．３１、豊かな体験支援事業費、１万７千円の減額は、関連歳入である茨城県補助の減額により充当先の報償費を減額するものです。

Ｎｏ．４２、保健体育総務費、運動公園施設運営経費、３９３万５千円の増額は、運動公園の光熱水費増額に伴う指定管理料の増額です。

Ｎｏ．４３、スポーツ広場等施設運営経費、４８７万４千円の増額は、スポーツ広場等の光熱水費増額に伴う指定管理料の増額です。

Ｎｏ．４４、運動公園野球場再整備事業費（継続費）、１億４，４３３万４千円の減額は、工事等の年度割額の変更に伴う減額です。

２番、継続費補正（変更）です。

Ｎｏ．１、保健体育費、運動公園野球場再整備事業は、財源である国庫補助金に合わせた事業進捗により、工事等の年度割額が変更となったため補正するものです。

３番、繰越明許費補正です。

Ｎｏ．１、教育総務費、日立特別支援学校校舎等改築事業の地質調査業務委託は、配置計画の一部見直しを行ったため、業務が年度内完了を見込めないことから令和７年度に繰り越すものです。

Ｎｏ．２、保健体育費、運動公園野球場再整備事業の地上デジタルテレビ電波障害対策業務委託は、運動公園野球場整備工事着工の遅れにより、電波障害の原因となる建築物の工期が遅れたため、年度内完了を見込めないことから、令和７年度に繰り越すものです。

4 番、地方債補正につきましては、それぞれの歳出予算の増減額に合わせまして、財源の整理を行うものです。

教 育 長 それでは、議案第 2 号について、可決することよろしいでしょうか。

全 委 員 異議なし。

教 育 長 議案第 2 号については、原案可決と決しました。

議 案 第 3 号 日立市立学校設置条例の一部を改正することについて

教 育 長 次に、議案第 3 号について、学務課課長から説明をお願いします。

学 務 課 課 長 日立市立田尻幼稚園を廃止するため、本条例の一部を改めるものでございます。

令和 6 年 4 月から休園中の田尻幼稚園につきましては、幼児施設の適正配置方針に基づき、3 月末をもって廃止するため、条例の別表から削除するものでございます。

教 育 長 それでは、議案第 3 号について、可決することよろしいでしょうか。

全 委 員 異議なし。

教 育 長 議案第 3 号については、原案可決と決しました。

4 そ の 他

(1) 令和 7 年第 1 回市議会臨時会について

教 育 長 続いて、その他に移ります。
その他(1)について、御質問や御意見はございますか。

委 員 今後、統合準備委員会の進め方で配慮していくべき事項等について伺いたいです。

学校再編課長 今後においても、学校規模が縮小化していくことが予想されておりますので、子どもたちが学校生活を仲間と一緒に送ることができる教育環境を維持していくためには、学校再編は避けられない状況になっております。

丁寧な周知、広報に努めながら、保護者の皆様や地域の皆様の御理解、御協力を得られるよう、統合準備委員会を引き続き進めてい

きたいと考えております。

委員 人口減少が著しい中で、再編計画の見直しをする予定はありますか。

学校再編課長 令和3年2月に、日立市立学校再編計画を策定したところでございます。

この計画は、20年先を見据えて、5年間で1期として4期に分けて取り組むこととなっております。

そして、計画を策定した時から、人口動態等を踏まえまして、3年程度を目安に再編の進捗を検証した上で、計画内容の見直しを行うこととなっております。

そのため、令和7年度に検討委員会を設置いたしまして、計画の見直しを実施する予定でございます。

(2) 令和7年度小規模特認校への就学予定について

教 育 長 次に、その他(2)について、学務課課長から説明をお願いします。

学 務 課 課 長 1 番の児童生徒数です。

小学校に相当する前期課程は合計39人となっており、新たに入学する1年生につきましては、5人を見込んでおります。

また、中学校に相当する後期課程は合計28人の見込みで、前期と後期過程を合わせた人数は、67人となり、前年度に比べて8人の減少を見込んでおります。

また、小規模特認校制度による就学者につきましては、前期過程は合計32人で、児童数全体の約82%、後期課程は、合計24人で、生徒数全体の約86%が小規模特認校制度の利用者となる見込みです。

委 員 学区外から中里小中学校を選ぶ理由を伺いたいです。

また、小規模で人数が少ないという理由以外で、何か魅力を感じて、中里小中学校を選んでいるのか、教育委員会としての見解を伺いたいです。

学 務 課 課 長 小規模校の良さは、学習状況や学習内容の定着状況が、的確に把握でき、補充指導や個別指導を含めた、きめ細やかな指導が行いやすいメリットがあるため、これを理由に就学する児童生徒が増えていところでございます。

また、今の学校に馴染めない児童生徒も、人数が少ないということで入学をされる児童生徒もいらっしゃるかと思います。

また、中里小中学校にはコミュニケーション科という独自の特設

教科を設けており、ALTが学校に常駐し、子どもたちは日常生活の中で生きた英語や海外の文化を学ぶことができること、また、外部講師を招いて落語や能学等の体験をすることで、自己表現力の育成を目指していること、さらに、豊かな自然に囲まれた地域でありますので、田植え、稲刈、りんご栽培のお手伝いなど、貴重な体験を積むことができるとともに、地域の方との交流を深めることができるのが特徴でございます。

委員 最近、不登校対応が難しくなっているのが現状だと思っております。

この案件は、不登校支援のヒントになり、児童生徒のニーズや保護者の想いが表れていると思います。

参考にしていただいて、不登校支援の発展に努めていただきたいと思います。

5 次回の教育委員会の日程について

教 育 長 次回の教育委員会定例会の日程について、総務課長からお願いします。

総 務 課 長 令和7年3月27日（木）午後1時30分から、日立市役所3階304・305号会議室で開催予定です。

6 閉 会

教 育 長 以上をもちまして、教育委員会2月定例会を終了いたします。

以 上

日立市教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助
機関である職員に委任する規則の一部を改正する規則の制
定について

日立市教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関である
職員に委任する規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するもの
とする。

令和 7 年 3 月 27 日提出

日立市教育委員会
教育長 折笠 修平

（提案説明）

日立市の令和 7 年 4 月 1 日付けの組織改正に伴い、委任者の変更が生
じたため、本規則を制定するものであります。

日立市教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関である職員に委任する規則の一部を改正する規則

日立市教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関である職員に委任する規則（平成２２年教委規則第２号）の一部を次のように改正する。

本則中、「生活環境部長」を「市民生活環境部長」に改める。

附 則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

日立市教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関である職員に委任する規則（平成２２年教育委員会規則第２号）新旧対照表

新	旧
○日立市教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関である職員に委任する規則 平成２２年３月２４日 教委規則第２号 地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条の７の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務のうち日立市青少年の家の設置及び管理に関する条例（昭和６０年条例第５号）第２条に規定する日立市会瀬青少年の家の管理に関する事務は、これを市民生活環境部長に委任する。 附 則 この規則は、平成２２年４月１日から施行する。	○日立市教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関である職員に委任する規則 平成２２年３月２４日 教委規則第２号 地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条の７の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務のうち日立市青少年の家の設置及び管理に関する条例（昭和６０年条例第５号）第２条に規定する日立市会瀬青少年の家の管理に関する事務は、これを生活環境部長に委任する。 附 則 この規則は、平成２２年４月１日から施行する。

日立市立図書館設置及び管理に関する条例施行規則の一部
部を改正する規則の制定について

日立市立図書館設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する
規則を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 3 月 27 日提出

日 立 市 教 育 委 員 会

教 育 長 折 笠 修 平

（提案説明）

日立市立図書館の利用時間及び休館日を変更するため、本規則を制定
するものであります。

日立市立図書館設置及び管理に関する条例施行規則の一部
を改正する規則

日立市立図書館設置及び管理に関する条例施行規則（昭和 5 3 年教育
委員会規則第 1 2 号）の一部を次のよう改正する。

第 6 条中「別表第 1 のとおり」を「開館日の午前 9 時から午後 6 時ま
で」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 移動図書館の利用時間については、館長が別に定める。

第 7 条中「別表第 2」を「別表」に改める。

別表第 1 を削る。

別表第 2 中

「

資料整理日	毎月 最終 月曜日 （休日に当 たる場合 は、開館）	毎月 末日 （土曜日、 日曜日又は 休日に当た る場合は、 これらの日 前において 末日に最も 近い日）	毎月 末日 （土曜日、 日曜日又は 休日に当た る場合は、 これらの日 前において 末日に最も 近い日）	毎月 最終 月曜日 （休日に当 たる場合 は、開館）
-------	--	--	--	--

を

」

「

定期休館日	1 週につき 1 日、指定の曜日を館長が別に定める。
-------	----------------------------

	ただし、国民の祝日に関する法律(昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号)に規定する休日に当たる場合は、その日後においてその日に最も近い休日ではない日とする。 また、年末年始を除き、1 館以上を開館する。
--	--

に

」

改め、別表第 2 を別表とする。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

日立市視聴覚センター設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

日立市視聴覚センター設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 3 月 27 日提出

日立市教育委員会

教育長 折笠 修平

(提案説明)

視聴覚センターの休館日を変更するため、本規則を制定するものであります。

日立市視聴覚センター設置及び管理に関する条例施行規則の
一部を改正する規則

日立市視聴覚センター設置及び管理に関する条例施行規則（昭和 56 年教育委員会規則第 7 号）の一部を次のよう改正する。

第 3 条中「毎週月曜日とする。」を「1 週につき 1 日、指定の曜日を所長が別に定める。」に改め、「ただし、」の次に「国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日に当たる場合は、その日後においてその日に最も近い休日ではない日とする。また、」を加える。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年度「日立の学校教育」の策定について

令和 7 年度「日立の学校教育」を、別冊のとおり策定するものとする。

令和 7 年 3 月 27 日提出

日 立 市 教 育 委 員 会
教 育 長 折 笠 修 平

（提案説明）

令和 7 年度「日立の学校教育」の策定について、提案するものであります。

令和 7 年度全国学力・学習状況調査の結果公表に係る方
針について

令和 7 年度全国学力・学習状況調査の結果について、下記のとおり
取り扱うものとする。

令和 7 年 3 月 2 7 日提出

日 立 市 教 育 委 員 会
教 育 長 折 笠 修 平

記

- 1 教科に関する調査の平均正答率は公表しない。
- 2 教科に関する調査の結果分析により把握した成果、課題、改善策等
は公表する。
- 3 質問紙調査の結果は公表する。

(提案説明)

令和7年度全国学力・学習状況調査の結果公表に係る方針について、
提案するものであります。

日立市地域学校協働活動推進員の委嘱について

日立市地域学校協働活動推進員を別紙のとおり委嘱するものとする。

令和 7 年 3 月 27 日提出

日立市教育委員会

教育長 折笠 修平

（提案説明）

地域学校協働活動を円滑かつ効果的に進めるとともに、本市の学校運営協議会制度の取組の充実を図るため、社会教育法第9条の7第1項の規定に基づき、日立市地域学校協働活動推進員を委嘱するもの

（任期 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）

令和7年度地域学校協働活動推進員名簿

	学校名	氏名	年齢	性別	住 所	重複
1	日立市立助川小学校	安達 雄一郎				
2	日立市立会瀬小学校	柴田 百恵				
3	日立市立宮田小学校	大和田 豊克				
4	日立市立滑川小学校	坂本 一成				
5	日立市立仲町小学校	原 孝介				
6	日立市立中小路小学校	草地 学				
7	日立市立大久保小学校	大窪 由美子				
8	日立市立河原子小学校	長山 敬行				
9	日立市立成沢小学校	清水 裕則				
10		安部 直子				
11	日立市立諏訪小学校	根本 佐智子				
12	日立市立水木小学校	黒澤 正明				
13	日立市立大みか小学校	大上 三千男				
14	日立市立大沼小学校	大熊 洋一郎				
15	日立市立金沢小学校	大関 規恵子				
16	日立市立塙山小学校	小澤 聡美				
17	日立市立油縄子小学校	根本 弘道				多賀中
18	日立市立田尻小学校	木下 禎浩				
19	日立市立日高小学校	宇佐美 吉郎				
20	日立市立豊浦小学校	大藺 和正				豊浦中
21	日立市立久慈小学校	荒川 隆				
22	日立市立坂本東小学校	赤津 美重子				
23	日立市立櫛形小学校	寺岡 義邦				
24	日立市立山部小学校	武石 圭子				
25	日立市立助川中学校	荒井 秀昌				
26	日立市立駒王中学校	赤津 浩史				
27	日立市立滑川中学校	坂本 めぐみ				
28	日立市立多賀中学校	根本 弘道				油縄子小
29	日立市立大久保中学校	武藤 洋子				
30	日立市立河原子中学校	石川 ヒロミ				
31	日立市立泉丘中学校	佐藤 忠良				
32	日立市立台原中学校	中村 有美				
33	日立市立日高中学校	星 秀男				
34	日立市立豊浦中学校	大藺 和正				豊浦小
35	日立市立十王中学校	小野瀬 静香				
36	日立市立松風中学校	立川 圭子				旧久慈中
37		佐竹 ゆう子				旧坂本中
38	日立市立中里小中学校	倉繁 涼子				
39	日立市立日立特別支援学校	照井 修				

(1) 令和7年第1回市議会定例会について

1 会期

令和7年3月5日（水）から3月25日（火）まで【21日間】

2 主な質問及び答弁の概要

(1) 一般質問

高橋 央 議員（民主クラブ）

○学校体育館等の貸出しにおける市民の利便性向上について

教育部長 現状では、各体育施設の鍵は各学校が管理しているため、学校の開校時間内に鍵を受け取りに学校に出向く必要がある体育館の利用時には、利用者に負担をかけてしまう。

スマートロックの導入は、暗証番号やスマートフォン、ＩＣカード等の使用により、鍵の受け渡しが必要となるため、利用者の利便性向上に加え、施設を管理している学校の教職員の負担軽減にもつながる有効な手段であると捉えている。

一方で、小・中学校の対象となる全施設に電子錠やインターネット接続等に必要な機器を整備することや、それを利用するためのシステムの運用経費等の課題もある。

引き続き、国が実施している実証事業の結果や、先進事例等を踏まえて、スマートロックの導入等、市民の利便性向上に向けて、調査・検討を進めたいと考えている。

石川 香 議員（アクティブひたち）

○教育現場の人員配置と環境整備

【学校経理図書事務員の配置】

ア 学校図書事務員について

教育部長 現在の学校図書事務員の業務は、主に学校図書の貸出、図書の紹介、整理、修理などのほか、司書教諭の補助を行っている。

これらの業務については、近年の児童生徒数の減少に伴い、図書の貸出件数が減っていることに加え、本年度から児童生徒全員が市立図書館の電子書籍を利用できるようになったこと、また、学校図書館蔵書の電子管理など、学校におけるＩＣＴの活用により、事務の効率化が図られていることなどから、以前と比べて、負担が軽減されている。

このため、令和７年度から、学校内の経理や文書管理事務に加え、学校図書の貸出、図書の管理を行う学校経理図書事務員を新たに設置する。

国の「第６次学校図書館図書整備等５か年計画」では、司書教諭の授業負担の軽減と併せて、学校図書館の人的整備の拡充が求められていることから、引き続き、司書教諭の補助を行うため、学校経理図書事務員を市内の小中学校に配置するとともに、現在学校事務員を配置していない小規模校には、従来どおり学校図書事務員を配置することとする。

また、本市の子ども読書活動の推進については、各学校の司書教諭が中心となって担っていることから、「日立市子ども読書活動推進計画」の目標にある人材育成は、司書教諭としての資質能力の向上を図るものであり、学校図書事務員の見直しと、国や市の計画の方向性に不整合はないと考えている。

イ 学校事務員について

教育部長 現在の学校事務員の業務は、会計事務、文書収発や保管、来客や電話対応などを行っている。

これらの業務についても、児童生徒数の減少、インターネットバンキングの導入や給食費の無償化などにより、会計事務は大幅に減少し、以前と比べて、負担が軽減されている。

学校事務員と学校図書事務員が担ってきた業務量が減少してきたことから、事務の効率化を図るため、新たに学校補助事務員を配置する。

教育現場からは人手不足との声があることから、「必ずしも教員が担う必要がない業務」については、引き続き、学校経理図書事務員と県が配置している学校事務員が行うこととし、今後も、教育現場における働き方改革の環境整備を進めていきたいと考えている。

【不登校児童生徒支援事業について】

ア 大久保中学校の校内フリースクールの現状

教育部長 本市では、校内教育支援センター、いわゆる「校内フリースクール」については、大久保中学校をモデル校とし、教室に入りづらい等の理由により教室以外の校内別室で学んでいる生徒に対する支援の充実を図るため、茨城県の「校内フリースクール設置促進事業」を活用し、週3日、専任の支援員を専用の教室「ステップルーム」に配置して「不登校児童生徒支援事業」として実施したものである。

この「ステップルーム」は、他者とのコミュニケーションをうまくとることが苦手で、教室で過ごすことを苦痛に感じる傾向にあり、長い期間欠席が続いたり、自分の教室に入れず相談室を利用していたりする生徒が利用している。

「ステップルーム」には、専任の支援員が一人一人の状況に合わせて対応することにより、生徒にとって安心して通える居場所となり、同じく通っている生徒間で登校の約束をし合うなど、コミュニケーションが増え、少しずつ登校できるようになっている。

更に、教室に入室ができるようになった生徒も見受けられるようになったことは、大きな進歩と捉えている。

イ 今後の事業の継続

教育部長 今回のモデル事業で得られた成果としては、専任の支援員により、安心感の提供が図られ、「ステップルーム」内で仲間との交流が生まれ、社会

性の向上が見られるなどの成果が確認できた。

これは、学校に登校するのが難しい、教室に入りづらいといった不登校傾向にある生徒への支援の充実に寄与したと認識している。

今後は、現在検討が進められている国・県の方針や人材と財源の確保について注視しつつ、生徒に寄り添うことを第一に進めていく。

添田 絹代 議員（公明党）

○本市の充実した学校図書館運営について

【学校図書事務員と学校事務員との兼務について】

ア 国が計画を進めようとする中で専任職員を削減する経緯について

教 育 長 これまで、本市においては、他自治体に先がけて、本市独自に教職員の業務を補助したり、読書活動を支えたりする学校事務員と学校図書事務員を市内小中学校に配置してきた。

しかし、近年、児童生徒数の減少やＩＣＴ化による事務効率の向上、児童生徒の給食費無償化などによる事務の負担減により、以前に比べると、学校事務及び図書事務とも業務量は減少している。

また、全庁的に取組んでいる経営改革による会計年度任用職員の配置見直しを踏まえ、この２つの職を統合した学校経理図書事務員を新たに設置することとした。

今後は、学校長の指示のもと、これらの業務を臨機応変に進めていくため、学校経理図書事務員を各学校に１人配置することとし、従来から学校事務員を配置していない小規模校の山部小学校と中里小中学校の２校には、引き続き、学校図書事務員を１人配置する。

更に、児童生徒数３６０人以上の大規模校については、事務量が多いことが想定されることから、学校補助事務員を併せて配置し、学校経理

図書事務員の図書業務に従事する時間を確保することにも配慮する。

イ 学校図書館運営に関わることのできる司書教諭の現状について

教 育 長 本市の司書教諭の資格を有する教員は、小学校で93人、中学校で40人、各学校に平均して3.4人配置されていて、その内、担任を持たない司書教諭は、小学校で4人、中学校で10人である。

担任を持たない司書教諭についても、司書業務に専従するのではなく、教科指導のほか、教務主任、学年主任、副担任等の業務を行っている。

学校図書館の充実については、担任を持たない司書教諭はもとより、担任を持つ司書教諭、学校図書館担当教諭が学校経理図書事務員と連携を図りながら努めていく。

ウ 専任職員削減後の「心の居場所」としての学校図書館について

教 育 長 学校図書館は登校時から下校時まで常時使用できる状態にしているため、教室に入りづらくなっている児童生徒の居場所の一つとして利用が可能である。

今後も、教職員の子どもの気持ちに寄り添った対応により、これまで同様、「心の居場所」としての役割は継続できるものと考えている。

また、昼休み等は、従来通り、学校経理図書事務員が学校図書館において、児童生徒の見守りを行うことを考えている。

各学校においては、学校図書館に限らず、スクールカウンセラーや教育相談員のいる相談室、自分のペースで学習に取り組める学習室、心や体の悩みを相談できる保健室なども、児童生徒の「心の居場所」となっている。

引き続き、子どもの心に寄り添った居場所づくりに取り組んでいく。

○適応指導教室・ちゃれんじくらのさらなる拡充策について

【一人一人に応じた学習支援について】

教育部長 本市の適応指導教室「ちゃれんじくらぶ」は、登校が難しいなど、登校についての悩みや不安がある児童生徒が仲間とのふれあいを通して、自立心や適応力を高め、社会的な自立を支援している教室である。

「ちゃれんじくらぶ」では、他の自治体の事例と同様に学習支援も重要な要素であると捉えている。

児童生徒の自主性、自立性を尊重しながら、「ちゃれんじくらぶ」の相談員と共に「学習の時間」の計画を立て、学習に取り組んでいて、具体例としては、外国語指導助手（ＡＬＴ）による英語活動を実施したことも挙げられる。

学習の支援に当たっては、「ちゃれんじくらぶ」の教員資格を有する相談員が、児童生徒ごとに、学校と綿密な情報共有をもとに指導と助言に当たり、落ち着いて学習をする場を確保することや、一人一人の学習進度に合った学習課題に計画的に取り組むことを大切にして実施していく。

今後も、学習の進捗状況や取組状況について、児童生徒が在籍する学校や保護者との情報共有を行い、一人一人に応じた、きめの細やかな対応を図っていく。

【学校との連携について】

教育部長 学校との連携については、「ちゃれんじくらぶ」から学校への定期的な連絡・報告を月に１回以上実施しているところである。その他、通級する児童生徒の在籍校教職員が適時「ちゃれんじくらぶ」を訪れ、通級の状況や学習への取組状況などの情報共有・意見交換を行い、支援の充実に努めている。

また、通級する児童生徒に変化があれば、「ちゃれんじくらぶ」から学校

に連絡し、情報共有を図り、在籍校教職員による対応を依頼している。

その具体例として、通級する児童生徒から『「ちゃれんじくらぶ」で定期テストを受けたい。』という申し出に対し、学校と協議のうえで対応した例もあった。

これらの学校との連携は、通級する児童生徒の社会的な自立を支援するために極めて重要である。

そのため「ちゃれんじくらぶ」の活動については、在籍校教職員に対して様々な機会をとらえて繰り返し周知を図っている。

また、不登校児童生徒への支援が充実するよう本市の教職員・保護者に対して「不登校に関する研修会」を開催してきた。

今後も「ちゃれんじくらぶ」と学校の緊密な連携により、通級する児童生徒の社会的自立に向け、一層の充実を図っていく。

○市民の視力・聴力低下への対応について

【子どもたちの視力低下について】

ア 本市児童生徒の視力の現状について

教育部長 文部科学省が公表した2022年度における学校保健統計調査の結果では、視力低下の目安となる裸眼視力1.0未満の児童生徒の割合は、学校段階が進むにつれて高くなっていて、小学生が37.9%、中学生が61.2%となっている。

本市においても、毎年4月から6月にかけて行う定期健康診断において視力検査を実施していて、2022年度の結果を比較すると、全国平均よりも高い割合で、視力が低い状況となっている。

最新の2024年度における本市の結果を、2022年度調査結果と比較すると、小学生、中学生それぞれ改善している。

イ 学校等における今後の視力低下予防対策について

教育部長 本市においては、予防対策として、タブレットを使用する授業では、タブレットの使用時間が授業時間の半分以上になるように授業を組み立てるよう努めている。

子どもたちに対しては、姿勢を正すことで、画面に顔を近づけ過ぎないように指導を行っている。

また、文部科学省においても、子どもたちの目を守るための啓発資料を作成していて、その中で、視力低下や近視の予防には、屋外活動が有効であると示されている。そのため、本市の小学校では、休み時間における外遊びを促しているところである。

一方、学校外での予防も重要となるため、家庭でのデジタル機器を利用する際のルールや視力を維持することの重要性について、子ども達が、保護者と話し合うことができるよう、具体的な項目を例示しながら、家庭におけるルール作りの授業を行っている。

更に、保護者に対しては、「保健だより」等で、子ども時代の視力低下の予防が極めて重要であることを知らせており、引き続き、認識を高めてもらうよう啓発活動に努めていく。

3 教育福祉委員会

<議案>

- (1) 議案第3号 令和7年度日立市一般会計予算中
第1条第2項の「第1表 歳入歳出予算」のうち
歳出 第3款 民生費の所管部分
第10款 教育費の所管部分
第3条(債務負担行為)の所管部分
- (2) 議案第11号 令和6年度日立市一般会計補正予算(第6号)中
第1条第2項の「第1表 歳入歳出予算補正」のうち
歳出 第3款 民生費の所管部分
第10款 教育費の所管部分

第 2 条（継続費の補正）の所管部分

第 3 条（繰越明許費の補正）の所管部分

- (3) 議案第 3 0 号 日立市学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

以 上

(2) 4月のスポーツイベントについて

1 第25回日立さくらロードレース

(1) 日 時

令和7年4月6日(日) 午前9時から(種目ごとに順次スタート)

(2) 会 場

日立新都市広場 ほか

(3) 申 込 数

11,495人

2 第47回JABA日立市長杯選抜野球大会

(1) 期 日

令和7年4月17日(木)から令和7年4月21日(月)まで

※ 雨天延期(予選が雨天延期の場合は、日にち固定方式)

(2) 会 場

日立製作所野球場、常陸大宮市大宮運動公園市民球場、
ひたちなか市総合運動公園市民球場

(3) 出場チーム(16チーム)

地区連盟	チーム名
東北地区	日本製紙石巻
	トヨタ自動車東日本
関東地区	日立製作所
	日本製鉄鹿島
	S U B A R U
	エイジェック
	日本通運
	J R 東日本
	セガサミー
	E N E O S
東海地区	J R 東海
	日本製鉄東海 REX
	ジェイプロジェクト
近畿地区	ニチダイ
	大和高田クラブ
九州地区	沖データコンピュータ教育学院

開館50周年記念収蔵資料展

市宝展DX

デラックス
PART1

2025年3月22日(土) — 5月11日(日)

開館時間：9時30分—16時30分 [入館は16時まで]

休館日：3月31日(月)、4月21日(月)

観覧無料

十王台式土器 (弥生時代)

かみね公園入口

日立市郷土博物館

〒317-0055 茨城県日立市宮田町5-2-22
TEL.0294-23-3231 FAX.0294-23-3230

50th
Hitachi City Museum

開館50周年記念収蔵資料展

市宝展DX デラックス PART1

1975年（昭和50）に開館した日立市郷土博物館は、本年4月12日に開館50周年を迎えます。これを記念して春と秋の2回にわたって、当館における50年間の収集・保存・研究の成果をご覧ください。展覧会を開催します。

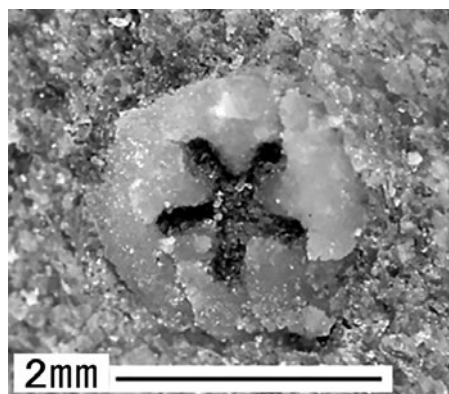
開館以来、当館は日立市の歴史・文化・自然に関する資料を収集してきました。考古学、歴史、民俗、美術、地学といった多岐にわたるコレクションの中から選りすぐりの資料、特に県指定・市指定文化財およびそれらに準ずる資料等を展示いたします。これらの日立市の宝＝「市宝」の数々を、この機会にぜひご高覧ください。



日立風流物頭 源太〔茨城県指定文化財〕



大窪詩佛 五言詩・画竹屏風（化政期）



有柄型棘皮動物の茎板化石（石炭紀）



伝助川海防城兵所用甲冑（幕末）



棟方志功《柳緑花紅頌 侘助の欄》1955年

かみね公園入口

日立市郷土博物館

〒317-0055 茨城県日立市宮田町5-2-22

TEL.0294-23-3231 FAX.0294-23-3230



【交通】

JR常磐線日立駅中央口よりバス乗車、

「神峰公園入口」下車、徒歩1分

常磐自動車道日立中央インターから10分

博物館脇に駐車場がございますが、満車の場合はかみね公園駐車場をご利用下さい。